

## 上田市債権管理条例の制定について

### 1 制定の目的

市の債権の管理に関する事務の処理について、債権の発生から消滅までの一連の流れを整理し、必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

### 2 背景等

これまで市税及び税外収入金の効率的、効果的な収納対策を講じ、収納対策の強化と市民の利便性の向上を図ったことにより、滞納処分等の自力執行権がある市税等は、収納率が向上し、収入未済額が大きく減少したものの、私債権等の自力執行権のない債権は、適切な管理と迅速な整理のための事務の確立、体制の確保、統一的な基準の制定などの課題が残っていた。

このような課題に対し、債権の管理や放棄等を定めた条例を制定し、一定の基準を設け、債権管理を進める自治体が増えており、市でも条例制定の検討を進めた。また、市議会においても、総務文教委員会で調査、研究が行われ、令和3年3月5日には「収納対策の強化に向けた提言書」も提出された。

以上の経過を踏まえ、今回、本条例制定について上程することとなったもの。

### 3 条例案の概要等

- (1) 全17条構成
- (2) 市の全ての債権を対象とし、手続や基準の庁内での統一を図るとともに、債権の発生から消滅までの一連の債権管理の事務や手続きについて根拠法を示しながら列挙した。
- (3) 特徴的な条文は、債務者に関する情報の利用等を定めた第7条及び債権の放棄を定めた第16条
- (4) 第7条は、法令及び条例の規定を遵守のうえ、債権管理事務の遂行に必要な限度内で、債務者に関する情報を利用できることを定めたもの
- (5) 第16条は、債権管理事務の迅速化及び効率化を図るため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、次の場合においては議会の議決が無くとも債権を放棄できることを定め、また、放棄した場合には議会に報告することを定めたもの
  - ① 消滅時効に係る時効期間の成立の場合
  - ② 強制執行等の措置をしても、債務者が無資力であり、弁済の見込みがない場合
  - ③ 徴収停止の措置等のあと、相当期間を経過しても履行が困難等であると認める場合
  - ④ 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で弁済の見込みがない場合
  - ⑤ 破産法、会社更生法等の規定により、債務者が債務の責任を免れた場合
  - ⑥ 失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込がない場合
  - ⑦ 相続放棄された財産の価額が強制執行の費用と見込まれる弁済額に満たない場合
  - ⑧ 債権について法律上の争いがあり、訴えを提起しても勝訴の見込みがない場合

### 4 パブリックコメントの実施

- (1) 実施期間 令和3年10月1日から令和3年11月1日まで
- (2) 実施結果 意見なし

### 5 施行期日 令和4年4月1日